

金融庁平成 15 年度税制改正要望の結果

項目名	結果
1. <u>金融システムの安定化を促進する税制</u>	
<u>(1) 金融機関の自己資本充実に資する税制</u> ・ 貸倒償却・引当の全額損金参入 ・ 欠損金繰戻還付の凍結解除・期間延長 ・ 欠損金繰越控除の期間延長	・ 繰延税金資産の取扱いをはじめ、金融行政、企業会計制度を含む全体としての対応策とあわせ、税制上の措置についても検討を続ける。
<u>(2) 金融機関の組織再編の円滑化を促進する税制</u> ・ 合併等に係る登録免許税の軽減 ・ 新規システム投資に係る償却の特例 ・ 合併等に伴う資産の引継ぎコストを軽減するための措置	・ 法人の設立や増資については、産業活力再生法並みに軽減。抵当権の移転については、本則の 1/2 に軽減。 ・ IT 投資減税により、実質的に措置。(ハード・ソフトについて、取得価額の 50% の特別償却若しくは 10% の税額控除の選択制) ・ 措置されず。
<u>(3) 外形標準課税における資本割の問題</u>	・ 持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合を、課税標準となる資本等の金額から控除。 ・ 資本等の金額が一定の金額を超える法人については、超える部分について課税割合を軽減。 ※資本割の税率：0.2% ※課税標準への算入率 ～1,000 億円：100% 1,000 億円～5,000 億円：50% 5,000 億円～1 兆円：25% 1 兆円超：0%

<p>2. 証券市場の改革を促進する税制</p>	
<p>(1) 証券税制の抜本的改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式譲渡益、配当益、株式投信に係る、今後 10 年間に於ける 10%の軽減税率適用 ・ 地方税における源泉徴収制度の導入 ・ 株式先物・オプションに係る税制整備 ・ 特定口座制度の抜本的見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後 5 年間について措置。株式投信の解約・償還損失については、株式譲渡益との通算が可能。 ・ 平成 16 年 1 月から措置。 ・ 一部措置（申告分離課税 20%。株式との損益通算は措置されず。）。 ・ 源泉徴収方法の改善、タンス株の特定口座への受け入れについて措置。
<p>(2) 証券市場の円滑な取引を確保する税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社債利子に係る源泉徴収制度の改善 ・ 証券決済システム改革に伴う税制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金が 1 億円以上の法人について源泉徴収を免除。 ・ 清算機関に係る源泉徴収の免除、加入者保護信託に係る税制の整備について措置。
<p>3. 保険等に係る要望事項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険料及び個人年金保険料控除の引上げ ・ 医療、介護、年金等の社会保障制度を補完する商品に係る保険料控除制度の創設 ・ 地震保険料控除制度の創設 ・ 受取配当の益金不参入制度に係る特定利子取扱いの見直し ・ 自賠償保険の運用益等に係る責任準備金の非課税化 ・ 協同組織金融機関の貸倒引当金の特例制度の期限延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討事項として、与党税制改正大綱に記述。 ・ 2 年延長。

I 株式譲渡益課税関係

1. 上場株式等の譲渡益課税

- ・ 平成 15 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日まで（5 年間）
優遇税率 10% の適用（国税 7%、地方税 3%）
（注）基本税率は、国税 15%、地方税 5%（上場株式等の場合）
（注）上場株式等とは、国内・国外証券取引所等に上場されている株式等であり、
上場 E T F、上場 R E I T 等も含まれる。
（注）地方税については申告に基づいて課税される場合には翌年度課税。
- ・ 優遇税率 10% の創設に伴い、平成 15 年 1 月 1 日より、100 万円特別控除及び長期所有の暫定税率の特例（国税 7%、地方税 3%）は廃止。

2. 源泉徴収口座（源泉徴収ありの特定口座）における源泉徴収方式の改善及び優遇税率の適用

① 平成 15 年分

- ・ 毎月ごとの源泉徴収税額の納付・還付（現行どおり）及び年末一括還付（1 月～3 月分は国税 15%、4 月分以後は国税 7% の源泉徴収税率）
（注）地方税分については、賦課決定方式（申告不要）により投資家自身が納付（給与からの天引き有り）。
- ・ その年中に源泉徴収した所得税額のうち、年間通算所得金額の 7% 相当額を超える分は、年末に一括して還付。

② 平成 16 年分～19 年分

- 年初からの通算所得金額の増減額の 10%（国税 7%、地方税 3%）の源泉徴収又は還付を行い年末において還付されずに残っている税額を翌年 1 月までに一括納付
- （注）地方税分については、道府県民税として課税（納付先は顧客住所地の都道府県）

③平成20年分～

年初からの通算所得金額の増減額の20%（国税15%、地方税5%）の源泉徴収又は還付を行い年末において還付されずに残っている税額を翌年1月までに一括納付

（注）地方税分については、道府県民税として課税（納付先は顧客住所地の都道府県）

④源泉徴収口座に係る年間取引報告書の税務署への提出不要（平成15年分～）

（注）市町村への提出については、平成16年分以降不要。（ただし、平成15年分については16年2月末日までに、16年1月1日現在の顧客住所地の市町村に送付する必要。）

⑤複数の源泉徴収口座間や一般保護預り口座との損益通算、損失の繰越しの適用を受ける場合には、確定申告（現行どおり）。

3. 簡易申告口座（源泉徴収なしの特定口座）関係

① 平成15年分～19年分

年間取引報告書を添付のうえ、確定申告（国税7%、地方税3%）。

② 平成20年分～

年間取引報告書を添付のうえ、確定申告（国税15%、地方税5%）

（注）国税につき、確定申告を行えば、地方税も申告があったものとみなされる。また、地方税分については、賦課決定方式により投資家自身が納付（給与からの天引き有り）（いずれも従来どおり）。

（注）地方税については翌年度課税

4. 一般の譲渡益課税

上記3と同様の取扱い（ただし、年間取引報告書の代わりに、計算明細書を添付）

Ⅱ 配当課税

① 上場株式等の配当等に対する課税の特例

- ・ 平成15年4月1日～12月31日

源泉徴収税率10%（国税10%）

（注）うち3%に相当する分については、地方交付税として、国から地方公共団体に交付。

- ・ 平成16年1月1日～平成20年3月31日

源泉徴収税率10%（国税7%、地方税3%）

（注）地方税分は、道府県民税として課税（納付先は、顧客住所地の都道府県）

- ・ 平成20年4月1日～

源泉徴収税率20%（国税15%、地方税5%）

（注）地方税分は、道府県民税として課税（納付先は、顧客住所地の都道府県）

（注）上場株式等とは、国内・国外証券取引所等に上場されている株式等であり、上場ETF、上場REIT等も含まれる。

（注）ただし、大口株主（発行済株式総数の5%以上を所有している株主。以下、同じ。）については、上記の特例の適用はなく、現行どおり。

② 少額配当申告不要制度の適用上限額の撤廃（平成15年4月1日～）

上場株式等の配当等について、少額配当申告不要制度の1回の支払金額に係る適用上限額（1銘柄につき、年10万円以下）を撤廃し、1銘柄当りの年間配当額が10万円を超える場合でも、源泉徴収のみで納税を完了させることができる。（確定申告をして、配当税額控除を適用のうえ、総合課税を選択することも可能。）

（注）大口株主は、確定申告の義務あり（確定申告の場合には、総合課税。また、配当税額控除の適用あり（現行どおり））。

③ 上場株式等以外の配当等に対する課税

- ・ 源泉徴収は、国税20%（現行どおり）。また、確定申告による総合課税（配当税額控除あり）（現行どおり）。
- ・ 少額配当申告不要制度の適用あり（現行どおり）。

④ 源泉分離選択課税制度（国税35%）は平成15年3月31日をもって廃止。

⑤ 地方税における少額配当（1銘柄当たり10万円以下）に係る所得割の非課税措置は廃止（確定申告を行い、総合課税）。

Ⅲ 公募株式投資信託課税

- ① 平成16年1月1日～平成20年3月31日
- ・ 現行の利子並み課税の対象外とする。
 - ・ 源泉徴収税率10%（国税7%、地方税3%）を適用し、上記Ⅱ②の少額配当申告不要制度の適用上限額の撤廃が適用される。
- （注）確定申告する場合、総合課税（配当税額控除の適用あり）。
- （注）地方税分は、道府県民税として課税（納付先は、顧客住所地の都道府県）
- ・ 解約（償還）損については確定申告により、株式譲渡益との通算が可能となる。
- ② 平成20年4月1日～
- ・ 源泉徴収税率20%（国税15%、地方税5%）
 - ・ 利子並み課税の対象外、少額配当申告不要制度の適用上限額の撤廃は上記①と同じ。

Ⅳ 「タンス株券」（自己保管上場株式等）の特定口座への受入れ

1. 受入れ可能期間

平成15年4月1日～平成16年12月末

2. 受け入れる際の取得価額

- ① 取引報告書等、実際の取得価額、取得日が確認できる書類を提出した場合は、その価額
- ② 株券の写し等、取得（名義書換）日が確認できる書類を提出した場合は、当該取得（名義書換）日の終値
- ③ ①及び②以外の場合は、みなし取得価額（平成13年10月1日の終値の80%）

3. その他

現在、一般口座に保管されている株券（平成13年10月1日以降入庫分）は、簡易な出入庫の手続きにより、特定口座に移管することを可能とする。

以上